

- 訪問看護サービスを受けるまでの流れ -

医療保険や介護保険で受けることができます。

訪問看護の利用を検討

介護保険の対象となる可能性を検討

介護保険の該当・非該当は年齢、病名などで違ってきます

40歳から60歳

加齢に伴う特定疾病が原因で介護が必要となり「要支援1～2」「要介護支援1～5」と認定された方

65歳以上

加齢に伴い介護が必要となり「要支援1～2」「要介護1～5」と認定された方

介護
保険

介護保険の申請

要介護・要支援認定

要支援1～2

介護予防サービスで訪問看護を受ける

地域包括支援センター
介護予防ケアプランを作成

要介護1～5

居宅介護サービスで訪問看護を受ける

介護支援専門職員
ケアプランを作成

医療
保険

40歳未満

- 難病・がん・小児・疾患・精神疾患など医師が必要と認められた方

40歳以上65歳未満

- 40歳未満と同様
- 介護保険の特定疾患に該当しない方

65歳以上

- 介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人で訪問看護が必要な方

非該当

要介護・要支援認定を受けている場合でも退院病状の直病気の急性増悪期・精神疾患・ガン末期難病の場合医療保険で訪問看護を受ける。

訪問看護師による
居宅医療管理指導

主治医による訪問看護指示書の発行

訪問看護ステーションと契約

訪問看護計画に基づき訪問看護を開始

訪問看護サービスの詳細

要介護・要支援認定が必要です

介護保険をご利用になる場合は、お住いの市区町村に申請して介護認定を受けます。

「非該当」となったとき

介護の必要性が低く「非該当」と判断されると介護保険から給付を受けることができませんが、主治医の「訪問看護指示書」の交付があれば必要な訪問看護を医療保険で受けることができます。

ケアプランの作成が必要です

「要支援 1～2」または「要介護 1～5」に該当した方はケアプランに訪問看護を組み入れます。

訪問看護サービスを受けるには

主治医の「訪問看護指示書」が必要です

主治医が交付した「訪問看護指示書」に従い必要なサービスが提供されます。

要介護・要支援認定を受けていても医療保険が適用される場合があります

要介護・要支援認定を受けていても医療保険が適用される場合があります

- 1 医師からの特別訪問看護指示書が発行された場合
(退院直後・急性増悪など)
- 2 精神科訪問看護指示書が発行された場合
- 3 「厚生労働大臣が定める疾患病等の利用者」に該当する場合は医療保険での訪問看護になります。

訪問看護師による 居宅療養管理指導

新規要介護(要支援)認定時や区分変更時6か月以内に2回、医師が必要と判断した場合に、利用者の同意を得て訪問看護師が利用者宅を訪問し在宅療養上の不安や悩みについて相談にのり、初期段階で解決を図ります。
また、必要に応じて訪問看護や療養に繋ぐことにより症状の悪化を防ぎます。

来るとが楽しみ

Cruto
Community Station

☎ 096-234-7774

〒861-3106

熊本県上益城郡嘉島町上島2110-3グローリービル2F



- ✓訪問看護 ✓在宅でのリハビリ
- ✓介護予防 ✓症状の観察
- ✓ターミナルケア ✓薬の管理

<http://www.cruto.net/>

Cruto

検索

